

ごかの
お知らせ

No.589

役場の代表電話は☎(84)1111です

i
おしらせ

国民健康保険税の早期
完納をお願いします

○前年度以前未納の国民健康保険税がある方は、資格確認書（特別療養）に切り替えを予定しています

マイナンバー法等の一部改正法の施行により、前年度以前未納のある方に発行している短期被保険者証は、12月2日（月）以降は発行できません。資格確認書（特別療養）に切り替えとなります。

○資格確認書（特別療養）に切り替わると、医療機関での窓口

負担が全額自己負担となります
受診後医療機関で全額（10割）支払いを行っていただきます。後日領収書を持参し、役場町民税務課で申請をおこなうと、支払った額の内7割、8割の給付を受けることができますが、給付される額は滞納している国民健康保険税へ充当した残額となります。

○前年度以前未納の国民健康保険税の納付を早急に行ってください

12月2日（月）以降、前年度以前未納の国民健康保険税が完納となるまでは、資格確認書（特別療養）を使用していただきます。国民健康保険税を分割納付されている方も現状で未納がある場合は、本件の対象となります。国民健康保険税を納付することができないことについて、やむを得ない事情がある方は、早急に納税相談をおこなってください。

○お問い合わせ
町民税務課 税務G
☎(84)1966（直通）

調整給付金支給確認書の返送期限は10月31日（木）です

令和6年度税制改正により、調整給付金支給対象者へ調整給

付金支給確認書類を8月2日に発送しています。確認書類を受け取り、受給を希望される方は、確認書類等を返送ください。

○確認書類等の返送期限
10月31日（木）【必着】

※返送期限までに確認できない場合は、給付金を辞退したこととなりますので、ご注意ください。

※確認書類に不備があり、返送期限までにご連絡等がとれない場合も辞退とみなすことがありますので、ご注意ください。

○お問い合わせ
町民税務課 税務G
☎(84)1966（直通）

日本赤十字社資
ご協力ありがとうございます

町民のみなさまには、行政区を通じて、赤十字活動資金として771,000円の寄附をいただきました。

みなさまからいただいた寄附金は、いのちと健康、尊厳を守る活動に充てさせていただきます。今後とも赤十字活動へのご支援、ご協力をお願いします。

○お問い合わせ
健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006（直通）



まちづくり懇談会を開催します

町長から町の施策と現状を説明させていただくとともに、みなさんの率直なご意見や新たなアイデアをお聞かせいただき、今後の行政運営に反映することによって、よりよい未来を拓いていくために、次のとおりまちづくり懇談会を開催します。

ご近所の方お誘いあわせのうえ、多数ご参加をお待ちしています。

○開催日時・場所

日 時		対 象 行 政 区	場 所
10月19日（土）	午前10時から	元栗橋	元栗橋会館
10月19日（土）	午後2時から	山王山、山王、江川、幸主、冬木	ふれあいセンター
10月20日（日）	午後2時から	堀之内、新幸谷、小福田、大福田	中央公民館講堂
10月27日（日）	午前10時から	土与部、原宿台	原宿台コミュニティセンター
10月27日（日）	午後2時から	川妻、小手指、両新田	中央公民館講堂

※上記日程で都合が悪い場合は、対象行政区以外でも出席が可能です。

○お問い合わせ 総務課 秘書・人事G ☎(84)1111（内線202）